

活動主体	総合技術普及センター	執筆者	柴崎一彦
タイトル	企業の農業参入に関する支援		

1 活動の背景

農業の担い手が減少し、基幹的従事者の高齢化が進む中、農業を営もうとする企業が増加しています。これらの企業は、地域農業の活性化に寄与することが期待できるものが多くあります。

しかし、農業経営を円滑に開始するには、周辺住民の理解を得ることが必要不可欠であり、企業の経営ビジョンや事業計画を点検し、農業経営や栽培技術、地域との共生等を踏まえた指導・支援を行う必要があります。

2 活動の経過

平成21年度に設置された農業技術課担い手・企業参入担当を相談の受付窓口とした体制が整備され、相談案件ごとに関係する市町村や地域普及センター、技術普及センターを一同に会した相談会が実施されました。

これにより、参入企業の情報を共有するとともに、市町村等の関係機関との役割分担が確認され、効率的な指導・支援が実施できました。参入企業あたり2, 3回の面談で農業経営開始に係る諸課題が整理されています。また、地域・集落と協調する取組の実施についても啓発し、取り組まれています。

既に参入した企業についても、引き続き計画の達成に向けた指導を行っています。

(1) 経営形態の指導

多くの企業が農業生産法人を望みます。平成21年12月の改正農地法の施行により農業生産法人の要件を満たさない場合でも農地を確保することが容易になりましたが、消費者に対する企業イメージ等のメリットがあるようです。

企業の農業参入には、企業の一経営部門として取り組む方法と農業生産法人を創設する方法の二種類があります。

最終的には、それぞれの企業の経営の実情により判断されますが、規模拡大を志向する場合には、経営の意志決定が容易で機動的な経営が展開しやすい農業生産法人をすすめています。

(2) 農業生産法人の創設指導

農業生産法人の創設にあたっては、取り組もうとする事業の内容、構成員と関連事業者の関わり、経営のしやすさと発展の度合い等を総合的に勘案して、法人形態を選定し指導しています。株式会社が多くなる傾向にあります。

また、定款の作成を指導しています。業務執行役員と構成員に十分留意し、経営が円滑に行えるよう配慮しています。

参入企業は、農地に関する法令の知識が乏しく、市町村農業委員会と十分に調整しています。

(3) 経営計画の作成指導

参入企業の多くは、農業に関する知識が乏しい反面、その経営計画は大規模な傾向にあります。このため、地域に与える影響も考慮しつつ、安定した経営の展開に十分留意し指導を行いました。

- ・営農地を決定していない場合や今後の経営規模の拡大を見込んでいないものについては、市町村等と意見交換するなどして、諸条件を満たす農地等の紹介に努めました。

- ・栽培しようとする品目が、気象条件やほ場条件等から適切でないものについては、その見直しを指導し、適切なものにするよう努めました。

- ・必要な資本装備、ハウスの規模や構造、農業用機械の能力等に十分留意し、適正規模等を指導しました。

- ・制度資金の借入を希望する場合には、自己資本の調達も模索する一方、融資機関との面談を早期に行い、資金調達の目処をたてました。

(4) 既参入企業に対する指導

昨年度までに参入した4件については、引き続き、経営改善に向けた指導を行いました。その内容は、栽培技術に関するものが多い傾向にあります。

経営開始時の目標の達成が危惧されるものについては、計画の見直し等を指導しています。

3 活動の成果

(1) 平成21年度の相談件数は25件あり、このうち9件が農業経営を開始しました。

残りの16件のうち15件は、引き続き参入を検討しています。

(2) 参入企業の多くは、十分な労働力を確保することができます。このため、思い切った経営規模の拡大や農産加工、販路の拡大等に取り組んでいます。しかし、急激な規模拡大等により財務状況が悪化するものもあります。

(3) 参入企業が開拓した販路に周辺の農業者も加わる等、地域・集落との連携を図る取組も実施されています。

(4) 地域で栽培実績のない作目や慣行の栽培技術、生産方式によらない生産に取り組む場合は、良好な実績が得られないものもあります。

4 次年度を取組

(1) 引き続き、市町村等を交えた相談受付体制を整備し、円滑な対応を行います。

(2) すべての参入企業の農業部門について、経営診断を行い、早期に良好な実績が得られるよう経営改善指導を行います。

(3) 引き続き、地域・集落の農業者との連携をすすめ、地域の活性化に向けた取組につながるよう支援します。

